- 3 土地の所有状況及び移動状況
 - (1) 土地の所有状況
 - (2) 土地の移動状況

3 土地の所有状況及び移動状況(1)土地の所有状況

第48表 固定資産税に係る土地の納税義務者

第49表 固定資産税が免税点以上の土地の面積

第50表 遊休土地実態調査結果

3 土地の所有状況及び移動状況

(1) 土地の所有状況

第48表 固定資産税に係る土地の納税義務者

(単位 人)

市町村名	納税義務者数	市町村名	納税義務者数	
県 計	1, 829, 858	湘南	316, 263	
横浜・川崎	835, 552	平塚市	63, 059	
横浜市	638, 421	藤沢市	87, 238	
川崎市	197, 131	茅 ヶ 崎 市	58, 932	
三浦半島	198, 872	秦野市	46, 071	
横須賀市	104, 050	伊勢原市	26, 760	
鎌倉市	48,975	寒川町	12,600	
逗 子 市	17, 098	大 磯 町	11, 893	
三浦市	15, 269	二宮町	9, 710	
葉山町	13, 480	県西	111, 512	
県 央	367, 659	小田原市	52, 633	
相模原市	170, 262	南 足 柄 市	13, 500	
厚木市	54, 970	中 井 町	4, 441	
大 和 市	45, 072	大 井 町	5, 676	
海老名市	28, 701	松田町	4, 490	
座間市	28, 505	山北町	4,676	
綾 瀬 市	24, 154	開成町	4, 747	
愛 川 町	14, 429	箱根町	7, 665	
清川村	1,566	真鶴町	3, 815	
		湯 河 原 町	9, 869	

資料:平成27年度 総務省「固定資産の価格等の概要調書」(平成27年1月1日現在)による。

第49表 固定資産税が免税点以上の土地の面積

(単位 m²)

		(平1年 1117			
市区町村名	面積	市区町村名	面積		
県 計	1, 246, 853, 634	湘南	228, 669, 599		
横浜・川崎	363, 996, 565	平塚市	46, 938, 427		
横浜市	274, 281, 991	藤沢市	47, 137, 652		
川崎市	89, 714, 574	茅 ヶ 崎 市	24, 923, 634		
三 浦 半 島	119, 352, 015	秦野市	49, 258, 082		
横須賀市	57, 663, 869	伊勢原市	31, 835, 721		
鎌倉市	22, 399, 850	寒川町	9, 201, 455		
逗 子 市	7, 112, 781	大 磯 町	12, 901, 565		
三浦市	22, 432, 395	二宮町	6, 473, 063		
葉山町	9, 743, 120	県西	231, 122, 760		
県 央	303, 712, 695	小 田 原 市	65, 647, 729		
相模原市	147, 815, 748	南 足 柄 市	31, 653, 104		
厚木市	58, 350, 043	中井町	16, 556, 130		
大 和 市	17, 950, 545	大 井 町	11, 024, 738		
海老名市	17, 301, 375	松田町	11, 576, 310		
座間市	11, 780, 924	山 北 町	37, 106, 056		
綾瀬市	12, 885, 847	開成町	4, 224, 299		
愛 川 町	21, 970, 039	箱 根 町	30, 173, 201		
清川村	15, 658, 174	真鶴町	3, 126, 240		
		湯 河 原 町	20, 034, 953		

資料:平成27年度 総務省「固定資産の価格等の概要調書」(平成27年1月1日現在)による。

第50表 遊休土地実態調査結果

(単位:件、千 m²)

		調査年度 (期間) 平成 24 年 21. 1. 1~ 21. 12. 31 平成 25 年 22. 1. 1~ 22. 12. 31 平成 26 年 23. 1. 1~ 23. 1. 31		.1~]	平成 27 年 (24. 1. 1~ 24. 12. 31)		未利用地					
区均	或		面積	件数	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
神	奈 川 (政令市を	県 除く)	_	-	_	_	_	-	_	_	0	0
横	浜	市	108	564	143	872	162	823	156	962	0	0
Ш	崎	市	36	242	46	270	43	347	59	501	0	0
相	模 原	市	0	0	_	_	_	_	_	_	0	0
県		計	_	_	_	_	_	-	_	_	0	0

- 資料:県土地水資源対策課、横浜市都市整備局企画部企画課、川崎市財政局資産管理部資産運用課、相模原市企画財 政局企画部土地利用調整課調べによる。
- 注1:調査対象は、昭和49年12月24日以降取得された一団の土地(物理的に一体性を有し、一定規模以上の土地) のうち、調査時点で取得後2年(平成2年3月20日以前に係る土地については3年)を経過したものとする。
- 注2:調査年度の欄()内は、調査対象土地が取得された期間を示す。 未利用地とは26年度以前の調査において未利用地に認定され、平成27年度調査において未利用地のままであるものを含む。
- 注3:未利用地認定の要件は、次のとおりである。
 - アその土地が、住宅の用、事業の用に供する施設の用途、その他通常と認められる用途のいずれにも供されてい ないと認められること。
 - イその土地が、その土地を含む近傍の土地における類似用途等について一般的又は標準的と認められる土地利用 の形態又はその利用水準から比較して著しく劣ると認められること。
 - (判断基準: 広大敷地、整備水準、使用頻度、管理状態)
- 注4:神奈川県については平成22年度から利用現況調査(全数調査)は廃止。
 - (市町村において有効かつ適切な利用を特に促進する必要がある土地について、市町村からの申出に基づき、 県が個別に調査を行い、遊休土地の認定について判断する方法に変更)